

## 総則

### 第1条 (運営)

エスフォルタアリーナ八王子内トレーニングルームおよびスタジオ、浴室（以下「本施設」という）の運営は住友不動産エスフォルタ株式会社（以下「運営者」という）が行います。

### 第2条 (目的)

本施設は、月額定期利用者（以下「利用者」といいます。）が本施設を利用して心身の健康の維持・増進に努めることを手助けするとともに、利用者相互の親睦を図ることを目的とし、品位ある健康的な施設を目指します。

## 月額定期利用者

### 第3条 (利用時間、利用範囲、契約期間)

利用者による本施設の利用範囲、利用時間、利用料、その他条件、その他必要事項は運営者が別にこれを定めるものとします。

2. 利用者の契約期間は、第6条1項に定める月額利用料支払期間とし、第12条に定める利用資格を喪失した場合を除き、契約期間満了の翌日において同一条件にて自動的に更新されるものとします。

### 第4条 (利用者資格条件)

本施設の利用者は、本利用規則および運営者が別途定めた細則及びその他の運営規則を遵守することに同意し、自己の健康管理能力を有する16歳以上の個人の方（未成年者については親権者の同意を必要とするものとします。この場合、親権者は利用規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。）で、次の各号のすべてに該当し、かつ運営者が審査の上承認した方とします。

- (1) 医者から運動を禁止されてない方。
- (2) 他人に感染するおそれのある疾患（感染症・感染性皮膚病等）に罹患していない方。
- (3) 入会の際、氏名、生年月日、住所等が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または、在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。
- (4) 暴力団等の反社会的団体に関与してない方。
- (5) 薬物依存等による障害を有していない方。
- (6) 過去に本施設及び他社施設を除名となっていない方。
- (7) 過去に本施設及び他社施設に利用者として在籍して、利用料を滞納していない方。
- (8) 次のいずれかに該当し、本施設が別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。

## 月額定期利用規則

- ・刺青（ファクションタワー）をしている方
- ・妊娠中の方
- ・上記の他、運営者が条件付きでの入会を求める方

(9) その他運営者が利用者として不適当と認める事由のない方。

2. 運営者はその自由な裁量により入会申し込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

### 第5条 (登録手続き)

本施設に登録を希望する方は、所定の手続きを行い、第4条による運営者の承認を得た上、月額利用料を運営者に納入することで利用者となるものとします。

### 第6条 (月額利用料)

月額定期利用の金額、料金支払期間、納入期日、納入方法は運営者が別に定めるものとします。

2. 利用者は、利用の有無に関わらず、前項の月額利用料を支払わなければなりません。（滞納分については未払い料金と判断し、請求させていただきます。）
3. 納入済の会費は、第12条、第20条の事由による解除の場合を除き、契約残期間に対応した会費を返還するものとします。

### 第7条 (利用料)

前条の月額利用料とは別途、その他レンタル有料サービスの代金の支払いが必要な場合があります。ご案内を十分ご理解の上でお申し込みください。

### 第8条 (手数料)

月額定期利用登録の変更等運営者が別途定める事務手続きについては、事務手数料が発生します。

### 第9条 (変更の届出)

利用者は、住所、連絡先等入会申し込み書等の記載事項に変更のあった場合、すみやかに本施設に届け出るものとします。

### 第10条 (月額定期利用者登録外利用者)

運営者は、特に必要と認めた場合に限り、月額定期利用登録者以外の方に本施設を利用させることができます。この場合別途定めた施設利用料金をお支払いいただきます。月額定期利用者登録外についても利用者と同様に本規則が適用されます。

### 第11条 (退会)

利用者が退会を希望する場合は、退会を希望する月の10日までに、本施設に対し運営者指定の様式の届出書にて申し出るものとし、月額利用料などの未納分がある場合にはこれを完納するものとします。（電話その他の方法による申し出は、受け付けられません）。但し、転勤・

転居・怪我・病気等、運営者が止むを得ない事情があると認めた場合に限り、申し出期間経過後であっても別途定める手数料を支払うことで退会手続きを申し受けます。

2. 利用者は、退会届を提出した当月の月額利用料を支払うものとし、翌月以降の月額利用料は免除されるものとします。
3. 運営者は、長期契約に基づいた納入済の会費がある場合は、別途定める算定式に基づき、契約残期間に対応した会費は返還するものとします。この場合、運営者は別途定める手数料を徴収出来るものとします。

### 第12条 (利用者資格の停止又は除名)

運営者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本施設の利用者資格を停止し又は除名する（以下「処分」といいます。）ことができます。

- (1) 利用料その他の諸支払を滞納したとき。
- (2) 本施設の名誉・信用を傷つけ、又は他の利用者に迷惑になる行為が有ったとき。
- (3) 本施設の利用規則及びその他の諸規則に反したとき。
- (4) 故意に本施設・設備等を破損したとき。
- (5) 登録にあたり提出した書類に虚偽の記載が有ったとき。
- (6) 利用者が第4条1項各号のいずれかの条件を満たさなくなったとき。
- (7) その他処分を相当とする事情があり、運営者が処分を決定したとき。

### 第13条 (利用資格の喪失)

利用者は、次の各号のいずれかに該当したときには利用資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 運営者による契約解除又は除名
- (3) 死亡
- (4) 本施設の運営の廃止

### 第14条 (登録証)

本施設は、利用者に対し登録証を発行します。本施設を利用する場合は、登録証を係員に提示しなければなりません。

2. 登録証は、記名された本人以外には使用することができず、また譲渡・貸与することもできません。
3. 利用者は、利用者資格を喪失した時は、速やかに登録証を本施設に返還しなければなりません。
4. 利用者は、登録証を紛失又は破損した場合には速やかに所定の手続きに従い、本施設に再発行の申請をするものとします。なお再発行に関して、別に定める費用をお支払いいただきます。

# 施設利用

## 第15条（施設の利用）

本施設の利用に際しては、本利用規則その他運営者が定める一切の規則等を遵守し、係員の指示に従っていただきます。

2. 利用者は、本施設の利用に際し、各自の責任において健康管理を行うものとします。

## 第16条（入場禁止・退場）

運営者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、その利用者の本施設への入場禁止及び退場を命じることができます。

- (1) 第4条1項各号のいずれかの条件を満たさなくなったとき。
- (2) 第12条により利用者資格が停止されたとき。
- (3) 第17条各号のいずれかの行為を行ったとき又は行う恐れがあるとき。
- (4) 健康状態を害しており運動することが好ましくないとき。
- (5) 酒気を帯びているとき。
- (6) 係員の指示に従わないとき。
- (7) その他本施設の利用が不相当であると運営者が認めるとき。

## 第17条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる各行為を行ってはなりません。

- (1) 運営者の許可なく館内で撮影を行うこと。
- (2) 運営者の施設内において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと。
- (3) 他の利用者やスタッフを誹謗中傷すること。
- (4) 他の利用者やスタッフに対する暴力行為、迷惑行為や威嚇行為。
- (5) 他の利用者やスタッフに恐怖を感じさせる行為。
- (6) 他の利用者やスタッフに対する待ち伏せ、尾行等不快感を与える行為。
- (7) スタッフの業務を妨げる行為。
- (8) 他の利用者の利用を妨げる行為。
- (9) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等公序良俗に反する行為。
- (10) 施設、器具、備品の損壊（落書き等を含むがこれに限らない）、持ち出しをすること。
- (11) 動物等生き物を館内に持ち込むこと。
- (12) 施設内での喫煙。
- (13) 酒気を帯びての利用。
- (14) その他運営者が会員としてふさわしくないと認める行為。

## 第18条（運営時間）

本施設の運営時間は、エスフォルタアリーナ八王子の運営時間に準じ、運営者が定めるものとします。

## 第19条（休館日）

本施設の休館日は次の通りとします。

- (1) 本施設の指定する休館日。
- (2) 本施設の指定する年末年始休館日。
- (3) 本施設の指定する臨時休館日。

2. 前項に定める休館日の他、天災地変、気象現象、施設の改造・補修・点検、行政指導その他やむを得ない事由により通常の営業が不可能又は困難になったと運営者が判断した場合は、休館とさせていただきます。なお、休館が15日営業日以上にわたる場合を除き、利用料その他の費用はこれを返還いたしません。

## 第20条（施設の閉鎖、利用制限及び運営の廃止）

- (1) 天災地変、気象現象、施設の改造・補修・点検、行政指導その他やむを得ない事由により通常の営業が不可能又は困難になったと運営者が判断した場合は、運営者は全部又は一部を閉鎖し、又はその利用範囲若しくは利用時間を制限することができます。
- (2) 経営上の事情により営業の継続が困難と判断した場合には、運営者は本施設若しくは施設の全部又は一部の運営を廃止することがあります。
- (3) 施設の一部が閉鎖または運営が廃止された場合、運営者はその旨を利用者に通知し、当該店舗に所属する利用者を近隣の運営会社の店舗の所属に変更することができるものとします。
- (4) 前項の変更を希望しない利用者に対しては、施設の一部閉鎖または運営の廃止日をもって退会したものとします。

## 第21条（損害賠償）

利用者が、本施設を利用中、運営者の責に帰すべき理由以外の事由（利用者の持病、器質的障害を含みます。）により受けた人的、身体的又は物的損害に対しては、運営者は一切損害賠償の責を負いません。

2. 利用者は、本施設の利用中、利用者自身の責に帰すべき事由により本施設、又は第三者（他の利用者を含みます。）に損害を与えた場合は、すみやかにその賠償の責に任ずるものとします。

## 第22条（盗難）

利用者が本施設の利用に際して生じた盗難については、運営者は一切損害賠償・補償等の責を負いません。また、本施設に設置されているロッカー等についても利用者自身の責任と負担により、これを使用するものとし、運営

者は、収納物の盗難・毀物その他について損害賠償・補償等の責を負いません。尚、運営者の故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

## 第23条（紛失物・忘れ物・放置物）

- (1) 利用者が本施設の利用に際して生じた紛失については、運営者は損害賠償・補償等の責を負いません。尚、運営者の故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
- (2) 運営者は、本施設に届けられた忘れ物及び放置物については、当該忘れ物又は放置物について記載した書面を本施設内に閲覧に供してから原則として1ヶ月保管した後、処分します。

# その他

## 第24条（契約解除）

運営者は、1ヶ月前までに書面にて利用者へ契約解除を通知の上、いつでも利用者との契約を解除できるものとします。

2. 運営者は、前項により利用者との契約を解除したときは（第12条、第13条の事由により解除した場合を除く）、解除日以降の納付済利用料金について、これを返還するものとします。

## 第25条（月額定期利用料その他の変更）

運営者は、本施設の運営上必要と判断した場合又は経済情勢等の変動に応じて、第3条第2項により定めた事項及び月額定期利用料、カード発行手数料、利用料、諸手続費用その他の費用を変更（新設・廃止を含みます。）することができるものとします。この場合には、運営者は変更の内容を変更の効力が生ずる日の1ヶ月前までに利用者へ告知します。

## 第26条（告知の方法）

前条に定める告知は、館内掲示、ホームページへの掲示又はその双方の方法によりこれを行います。

## 第27条（改正）

本利用規則の改正・変更は、運営者が定め、その効力は全ての利用者へ適用されるものとします。

## 第28条（効力発生日）

本利用規則は2017年7月1日より適用します。